

Q7. 償還免除に関すること

Q1. 令和4年4月以降に受け付けた小口・総合（初回）、総合（延長）、総合（再貸付）の償還免除スケジュールをもう少し詳しく知りたいのですが。

A1. 令和4年4月以降に受付をした小口、総合（初回）及び総合（延長）は令和5年6月、総合（再貸付）は令和6年6月に免除申請の案内を行い、申請期間はそれぞれ6月から8月を予定しています。また、案内の中に免除申請書も同封しますので、案内が届くのをお待ちください。この間に転居等された場合は、必ずご連絡ください。

※償還免除スケジュール表を茨城県社協 HP に掲載しておりますので併せてご確認ください。

Q2. どうしたら償還免除になりますか。

A2. 償還免除申請を行っていただく必要があります。お貸ししている資金種類ごとに償還免除申請の時期が異なります。令和4年4月以降に受付をした、小口、総合（初回）及び総合（延長）につきましては、令和5年度に借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割・所得割の両方）の場合、償還免除の対象となります。

Q3. 借りた本人が亡くなっている場合、償還免除になりますか。

A3. 償還免除の要件に該当しますので、相続人等がお手持ちの封筒に、氏名等変更届（該当部分に○をつけ、必要事項を記入）と借受人の死亡が確認できる書類を同封し、お住いの市町村社協に提出してください。ご提出いただいた書類で償還免除のお手続きをいたします。県内の市町村社協の所在地については、本会のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。ご提出いただく方が県外にお住いの場合には、お手数ですが、本会あて（〒310-8586 水戸市千波町 1918）直接送付いただきますようお願いいたします。

ただし、亡くなった後に送金された貸付金については償還免除になりません。

※氏名等変更届は茨城県社会福祉協議会の HP からダウンロードできます。

Q4. 償還免除の申請はいつまでできますか。

A4. 令和4年3月末までに受け付けた小口、総合（初回）については、随時申請に係る相談を受け付けています。令和4年4月以降に受け付けた小口、総合（初回）及び総合（延長）については、令和5年8月31日（消印有効）までです。

Q5. 免除申請が償還免除の申請期間に間に合いそうもないのですが、どうすればいいですか。

A5. 申請期限（令和 5 年 8 月 31 日（消印有効））以降に申請をされた場合には、償還免除の手続きが遅れ、一部償還開始になる場合があります。すでに償還された金額は、償還免除の対象となりません。

Q6. 住民税非課税の場合は全部まとめて（4 資金とも）免除になりますか。

A6. 償還免除の判定は資金ごとに行います。令和 4 年 3 月までに受け付けた小口及び総合（初回）は令和 4 年度、令和 4 年 4 月以降に受け付けた小口、総合（初回）及び総合（延長）は令和 5 年度、総合（再貸付）は令和 6 年度に償還免除の判定を行います。

Q7. 生活保護を受けるようになったのですが、償還免除になりますか。

A7. 償還開始以後に、生活保護を受給した場合は、償還免除の要件に該当します。申請書類については、ご連絡をいただいたうえで送付します。令和 4 年 4 月以降に受付した緊急小口資金、総合支援資金（初回）及び総合支援資金（延長）を借りている方で、申請を希望される方については、令和 5 年 10 月以降に茨城県社会福祉協議会生活支援部 029-297-6526 にご連絡いただきますようお願いいたします。

Q8. 住民票を分けた場合はどうなるのですか？（住所の変更は無いが単身世帯に変わっている等）

A8. 償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当しません。

Q9. 貸付申請時と償還免除申請時で世帯主が入れ替わっている場合はどうなりますか。

A9. 償還免除を受けるために、世帯主の変更をした場合は償還免除に該当しません。

Q10. 小口・総合（初回）の償還免除手続き時期はいつですか？

A10. 令和 4 年 3 月末までに受け付けた小口、総合（初回）については、随時申請に係る相談を受け付けています。令和 4 年 4 月以降に受け付けた小口、総合（初回）については、令和 5 年 8 月 31 日（消印有効）までです。

Q11. 据置期間中に自己破産した場合はどうなりますか？

A11. 自己破産の申立ての際に、特例貸付の債務を届け出ていれば、免責決定が確定すると、破産手続開始後の借金や、税金、罰金などを除き、債務を返済する必要がなくなります。

Q12. 私は償還免除になりますか。

A12. 令和 4 年 4 月以降に受け付けた小口、総合（初回）及び総合（延長）については、令和 5 年度に借受人及び世帯主が両方とも「住民税均等割、所得割どちらも非課税」で

あれば免除申請に基づき免除になります。令和 4 年 3 月末までに受け付けた小口、総合（初回）については、随時申請に係る相談を受け付けていますので、ご連絡ください。なお、免除の決定については、提出された書類を確認して判断します。

Q13. 償還免除の申請はどのようにしたらよいですか。

A13. 茨城県社協から借受人の方へ直接ご案内をお送り致します。案内到着後、免除申請される場合は下記書類の提出が必要となります。

- ・ 免除申請書
- ・ 世帯の状況により、「借受人」のみもしくは「借受人」と「世帯主」の課税証明書または非課税証明書
- ・ 世帯員全員の住民票（続柄記載のもの）

Q14. どうして償還免除にならないのか。

A14. 借受人またはその世帯主が課税対象者である場合は免除になりません（住民税を払っているため）。また、住民税非課税であっても免除申請を行わなければ免除にはなりません。

Q15. 自分が償還免除になるかどうかわかりません。（判定対象となる課税条件）

A15. ①小口②総合（初回）

令和 4 年 3 月までに受け付けた分については令和 3 年度又は令和 4 年度に借受人、借受人の世帯主が両方とも「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除の対象になります。

令和 4 年 4 月以降に受け付けた分については、令和 5 年度に借受人、借受人の世帯主が両方とも「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除の対象になります。

③総合（延長）

借受人、借受人の世帯主が両方とも令和 5 年度が「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除の対象になります。

④総合（再貸付）

借受人、借受人の世帯主が両方とも令和 6 年度が「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除の対象になります。

上記の場合でも免除申請を行わないと償還免除にはなりません。免除申請に基づき、免除の決定がされることで償還免除となります。

Q16. 免除になったことはいつわかりますか。

A16. 令和 5 年度が判定年度の方で、免除の申請があった方には、令和 5 年 11 月下旬頃に

免除の可否について通知いたします。

Q17. 免除にならなかったらどうしたらよいのか。

A17. 償還の手続きが必要となります。口座振替の登録が済んでいない場合には、預金口座振替依頼書で引き落とし口座を届け出ていただくか、こちらから送付する払込票で償還してください。

Q18. 借入時に借受人と別世帯の人が、婚姻等により償還時に借受人世帯の世帯主となった場合、非課税であるかの確認対象はどうなりますか。

A18. 借受人の住民税が非課税であれば償還免除の対象となります。世帯主の転入日が記載された住民票の提出が必要です。

Q19. コロナに感染してしまったので、免除してほしいのですが。

A19. 免除対象の要件をご確認ください。償還免除要件に該当しません。

Q20. 自身が免除になったか確認したい。※免除審査はどのような判定になっているのか等免除判定に関するお問合せ

A20. 免除の判定に関する事につきましてはお電話ではご案内しておりません。令和5年度が判定年度の方で免除申請手続きをいただいた方には、免除の可否について、令和5年11月下旬頃に通知いたしますので、通知でご確認をお願いします。

Q21. 貸付、免除等の情報は指定信用情報機関（CIC）に提出しますか？

A21. 貸付、免除、償還等の情報は信用情報機関へは報告されません。